

平成27年（2015年）

第2回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2015.5.26 調製

## 平成27年(2015年)第2回町田市議会定例会日程一覧表

※5月26日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※5月28日(木) 正午 一般質問通告締切  
 ※5月28日(木) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 5月29日(金) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
6	2	火	本会議 議会運営委員会	報告第2号～報告第7号 提案理由説明 質疑 表決 第50号議案～第57号議案 提案理由説明	
	3	水	議案説明会 全員協議会		
	4	木	議案調査		
	5	金	本会議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分 請願・陳情受付締切 午後5時
	6	土			
	7	日			
	8	月	本会議 議会運営委員会	一般質問	
	9	火	本会議	一般質問	
	10	水	本会議	一般質問	
	11	木	本会議	一般質問	
	12	金	本会議 議会運営委員会	第52号議案～第57号議案 質疑 付託 第50号議案、第51号議案 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	13	土			
	14	日			
	15	月	常任委員会	文教社会・建設	
	16	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	17	水	常任委員会	常任委員会予備日	
	18	木	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	19	金	議事整理		
	20	土			
	21	日			
	22	月	議事整理		
	23	火	議事整理		
	24	水	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 質疑 表決 議員提出議案 提案理由説明 質疑 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成27年第2回定例会は、6月2日（火）に招集され、6月24日（水）までの23日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算2件、条例3件、その他が9件となっています。

予算案は、平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（第1号）などが上程されています。条例案は、町田市町田ターミナルプラザなどが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

## ◆ 議案の内容 ◆

**第50号議案** 平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（第1号）

**第51号議案** 平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

**第52号議案** 町田市町田ターミナルプラザ条例

※ 管理上必要な文言を追加するとともに、施設に関する規定を見直し、ターミナルをより柔軟に活用できるようにするため、条例の全部を改正するものです。

**第53号議案** 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法の改正及び町田都市計画相原駅西口地区地区計画の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第54号議案** 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

※ 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準について、政令の改正に即応できるようにするため、条例の全部を改正するものです。

**第55号議案** 真光寺中学校中規模改修（エコ改修）工事請負契約

※ 建物の断熱性能を向上させることにより、光熱費を抑え環境負荷の軽減を図るとともに、建物の長寿命化及び非構造部材の耐震化を図ることを目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

**第56号議案** 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約

※ 市街化区域の污水管整備のほか、浸水被害を軽減させるための雨水管整備の促進を図るため、事業の一部を委託するものです。

**第57号議案** 町田市公共下水道根幹的施設（鶴川ポンプ場）の建設工事委託に関する協定

※ 鶴川ポンプ場の沈砂池設備更新工事を行うものです。

**【報告承認案件】**

**報告第2号** 平成26年度(2014年度)町田市下般会計補正予算(専決第2号)の専決処分の承認を求めることについて

**報告第3号** 町田市市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法等の改正に伴い、関連する規定を整備した一部改正条例について、専決処分の承認を求めるものです。

**報告第4号** 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の見直し、並びに国民健康保険税の軽減措置拡充を行うことについて、専決処分の承認を求めるものです。

**報告第5号** 管財課車両による人身事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

※ 2014年11月20日に発生した人身事故における損害賠償額について、専決処分の承認を求めるものです。

**報告第6号** 町田市介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

※ 介護保険法施行令の改正に伴い、低所得の第1号被保険者に係る保険料を軽減することについて、専決処分の承認を求めるものです。

**報告第7号** 環境資源部車両による人身事故に係る損害賠償の専決処分の承認について

※ 2014年8月19日に発生した人身事故における損害賠償額について、専決処分の承認を求めるものです。

# 平成27年度6月補正予算

## 6月補正予算の概要

6月補正予算では、子ども・子育て支援新制度における東京都の制度改正に伴う、認証保育所運営費補助金の増額や認定こども園に入園している園児の保護者に対する補助を行います。

そのほか、公共工事設計労務単価等の引き上げに伴う増額補正を行います。

一般会計	5億 5,709万 5千円
特別会計	2億 276万 7千円
計	7億 5,986万 2千円

### 補正予算の主な内容

#### 1 子育て環境のさらなる充実のために

- ・ 認証保育所運営費等補助事業 5,526万円
- ・ 認定こども園園児保護者補助事業 707万円

#### 2 その他

- ・ 公共工事設計労務単価等の引き上げに伴う増額補正
  - 一般会計 4億9,476万円
  - 下水道事業会計 2億277万円

### 特別会計の補正額

- ・ 下水道事業会計 2億277万円

## 2015年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		142,830,301	54.8	557,095	143,387,396	54.8
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	52,081,267	20.0	—	52,081,267	19.9
	下 水 道 事 業 会 計	11,600,907	4.4	202,767	11,803,674	4.5
	介 護 保 険 事 業 会 計	29,081,417	11.1	—	29,081,417	11.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,337,847	3.6	—	9,337,847	3.6
	病 院 事 業 会 計	15,913,503	6.1	—	15,913,503	6.1
	収 益 的	14,577,458	5.6	—	14,577,458	5.6
	資 本 的	1,336,045	0.5	—	1,336,045	0.5
	小 計	118,014,941	45.2	202,767	118,217,708	45.2
合 計		260,845,242	100.0	759,862	261,605,104	100.0

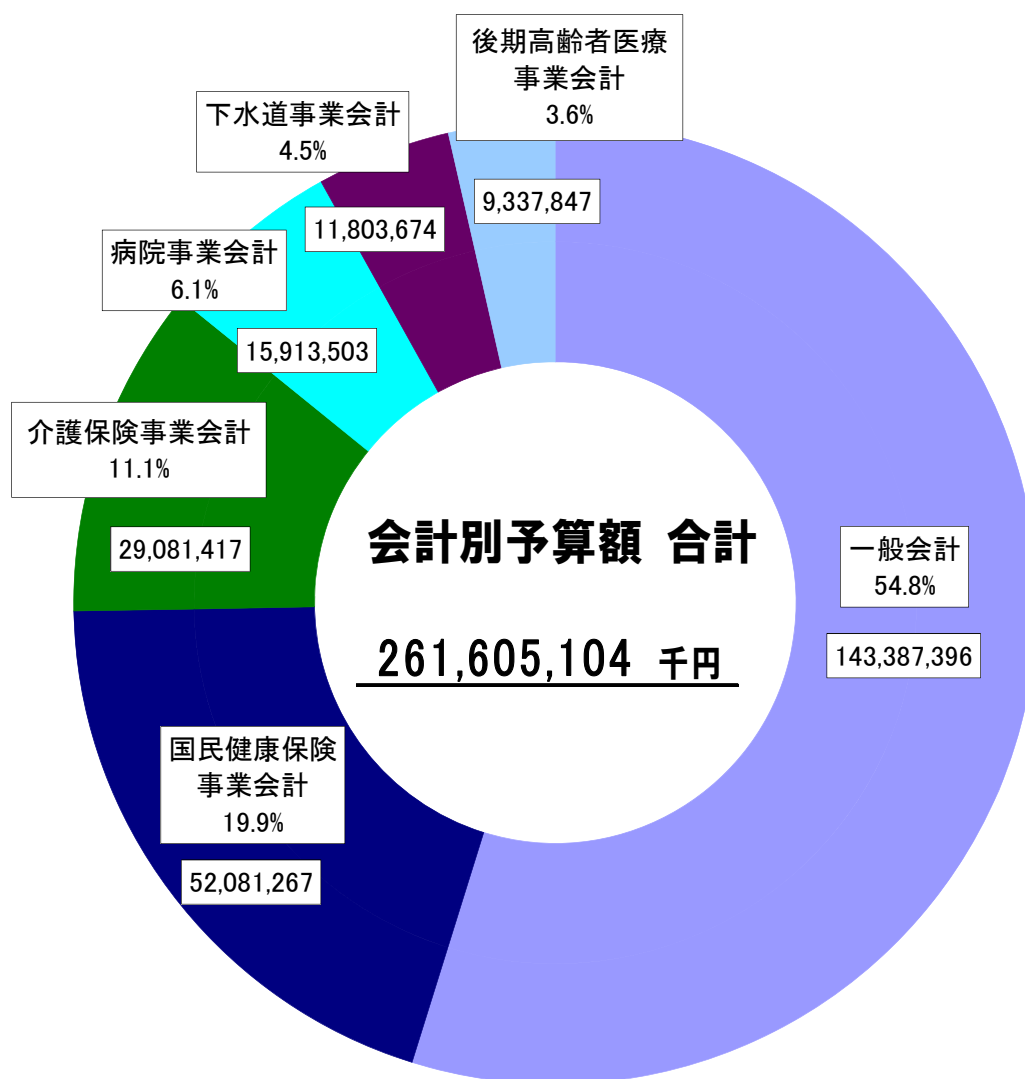
### 【概要】

- 一般会計の補正額は5億5,709万5千円で、補正後の予算総額2,616億510万4千円に対する一般会計の構成比は54.8%となります。
- 下水道事業会計の補正は、公共工事設計労務単価等の引き上げ分を計上し、補正額は2億276万7千円となります。

# 2015年度 会計別予算構成

<6月補正後>

(単位:千円)





## 2015年度6月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,551,723	47.3	—	67,551,723	47.1
2. 地 方 譲 与 税	632,001	0.4	—	632,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	387,000	0.3	—	387,000	0.3
4. 配 当 割 交 付 金	786,000	0.6	—	786,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	485,000	0.3	—	485,000	0.3
6. 地方消費税交付金	8,436,000	5.9	—	8,436,000	5.9
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	250,001	0.2	—	250,001	0.2
9. 地方特例交付金	420,000	0.3	—	420,000	0.3
10. 地方交付税	590,000	0.4	—	590,000	0.4
11. 交通安全対策特別交付金	61,000	0.0	—	61,000	0.1
12. 分担金及び負担金	1,423,175	1.0	—	1,423,175	1.0
13. 使用料及び手数料	3,416,055	2.4	—	3,416,055	2.4
14. 国庫支出金	25,441,091	17.8	25,341	25,466,432	17.8
15. 都 支 出 金	18,331,535	12.8	51,486	18,383,021	12.8
16. 財 産 収 入	1,500,507	1.1	—	1,500,507	1.0
17. 寄 附 金	50,046	0.0	—	50,046	0.0
18. 繰 入 金	3,600,912	2.5	383,977	3,984,889	2.8
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	—	1,000,000	0.7
20. 諸 収 入	1,365,955	1.0	2,991	1,368,946	1.0
21. 市 債	7,062,300	5.0	93,300	7,155,600	5.0
歳 入 合 計	142,830,301	100.0	557,095	143,387,396	100.0

### 【概要】

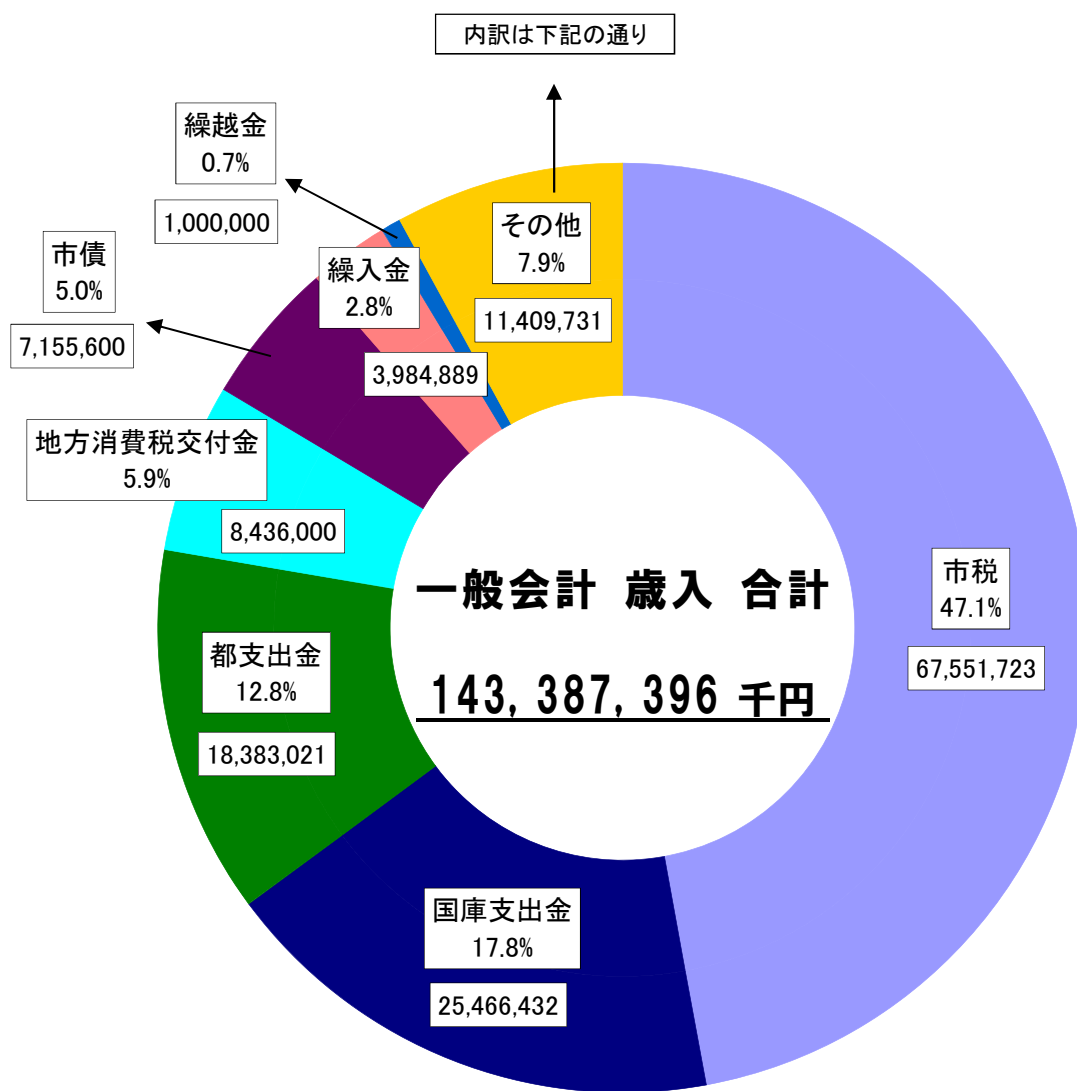
#### 6月補正予算の主なもの

- 款14.国庫支出金                   社会資本整備総合交付金(0.1億円)、学校施設環境改善交付金(0.1億円)
- 款15.都支出金                    認証保育所運営費補助金(0.3億円)、道路橋梁費補助金(0.1億円)  
  私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金(0.1億円)
- 款18.繰入金                        財政調整基金繰入金(3.8億円)

# 2015年度 一般会計 歳入予算内訳

<6月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,416,055	株式等譲渡所得割交付金	485,000
財産収入	1,500,507	地方特例交付金	420,000
分担金及び負担金	1,423,175	利子割交付金	387,000
諸収入	1,368,946	自動車取得税交付金	250,001
配当割交付金	786,000	交通安全対策特別交付金	61,000
地方譲与税	632,001	寄附金	50,046
地方交付税	590,000	ゴルフ場利用税交付金	40,000

## 2015年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	737,916 (0.5%)	—	737,916 (0.5%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	15,466,795 (10.8%)	16,626	15,483,421 (10.8%)	35	—	11,500	—	5,091
3. 民生費	73,915,014 (51.8%)	64,629	73,979,643 (51.6%)	—	35,162	1,100	—	28,367
4. 衛生費	13,178,643 (9.2%)	—	13,178,643 (9.2%)	—	—	—	—	—
5. 労働費	39,026 (0.0%)	—	39,026 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	339,794 (0.2%)	2,378	342,172 (0.2%)	—	—	—	—	2,378
7. 商工費	883,964 (0.6%)	—	883,964 (0.6%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	11,864,860 (8.3%)	425,647	12,290,507 (8.6%)	11,886	11,662	63,900	2,473	335,726
9. 消防費	5,239,434 (3.7%)	—	5,239,434 (3.6%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	14,942,276 (10.5%)	47,815	14,990,091 (10.5%)	12,623	4,662	16,800	540	13,190
11. 災害 復旧費	8 (0.0%)	—	8 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,122,571 (4.3%)	—	6,122,571 (4.3%)	—	—	—	△ 22	22
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	142,830,301 (100.0%)	557,095	143,387,396 (100.0%)	24,544	51,486	93,300	2,991	384,774

### 【概要】

#### 6月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 市民センター・集会施設施設改修工事費 (0.1億円)
- 款3. 民生費 認証保育所運営費等補助金 (0.6億円)
- 款8. 土木費 下水道事業会計繰出金 (1.1億円)、道路築造工事費 (0.9億円)  
公園管理委託料 (0.7億円)、街路樹等管理委託料 (0.4億円)  
道路応急修繕料 (0.3億円)
- 款10. 教育費 学校施設整備工事費 (0.4億円)

#### ○債務負担行為補正の主なもの (2015年度事業費・期間・総事業費)

- 限度額の変更: 鶴川市民センター改修事業 (2.2億円・2015～2016年度・総事業費6.1億円)
- 鶴川第一小学校給食棟改築及び旧校舎解体他事業  
(2.6億円・2015～2016年度・総事業費6.6億円)
- 南中学校防音事業 (3.3億円・2015～2016年度・総事業費8.8億円)

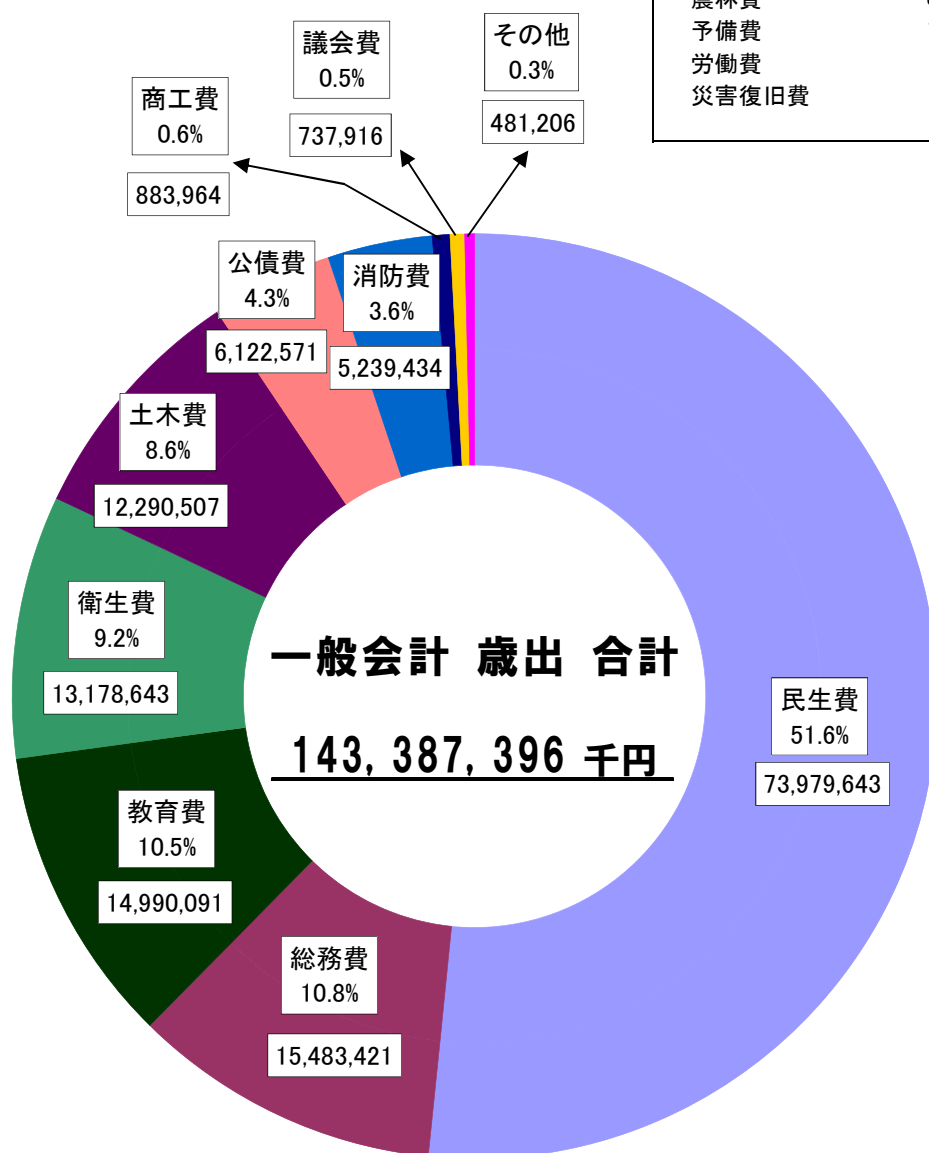
# 2015年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<6月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	342,172
予備費	100,000
労働費	39,026
災害復旧費	8



2015年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	24,803,045	17.4	—	24,803,045	17.3
	職 員 給 与 費	21,135,727	14.8	—	21,135,727	14.7
	特別職給与費等	3,667,318	2.6	—	3,667,318	2.6
	扶 助 費	46,934,226	32.8	—	46,934,226	32.7
	公 債 費	6,122,570	4.3	—	6,122,570	4.3
	計	77,859,841	54.5	—	77,859,841	54.3
投 資 的 経 費		13,704,486	9.6	166,625	13,871,111	9.7
そ の 他 経 費	物 件 費	20,744,217	14.5	173,864	20,918,081	14.6
	維 持 補 修 費	802,117	0.6	37,519	839,636	0.6
	補 助 費 等	11,712,671	8.2	65,220	11,777,891	8.2
	繰 出 金	17,435,794	12.2	113,867	17,549,661	12.2
	出 資 金 ・ 貸 付 金	9,001	0.0	—	9,001	0.0
	積 立 金	462,174	0.3	—	462,174	0.3
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	51,265,974	35.9	390,470	51,656,444	36.0
歳 出 合 計		142,830,301	100.0	557,095	143,387,396	100.0

【概要】

6月補正予算の主なもの

- 投資的経費 道路築造工事費（0.9億円）、学校施設整備工事費（0.4億円）
- 物件費 公園管理委託料（0.7億円）、街路樹等管理委託料（0.4億円）
- 補助費等 認証保育所運営費等補助金（0.6億円）
- 繰出金 下水道事業会計繰出金（1.1億円）

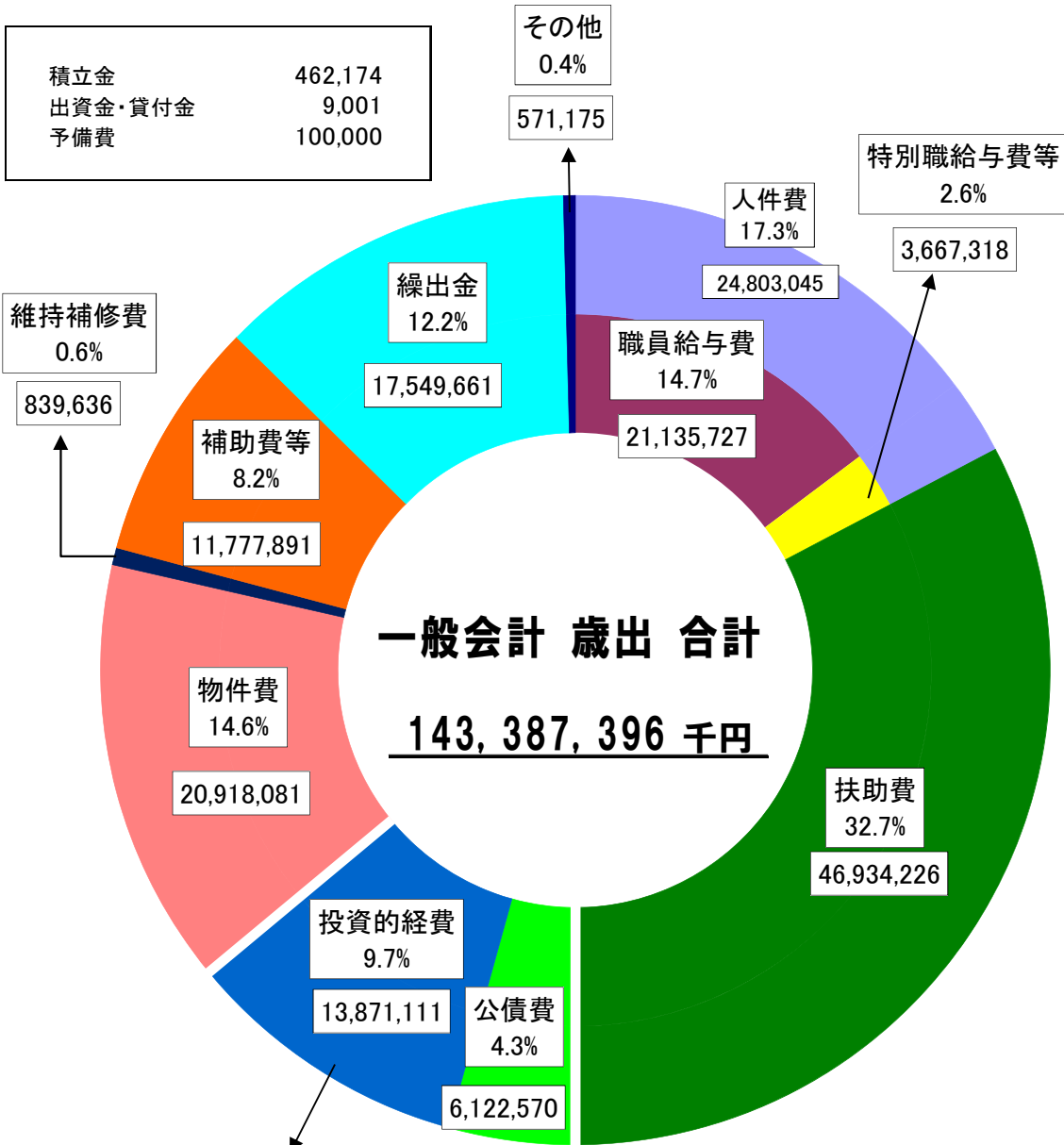
# 2015年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<6月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	462,174
出資金・貸付金	9,001
予備費	100,000



投資的経費 内訳

総務費	1,208,851	土木費	4,502,544
民生費	1,923,997	消防費	406,332
衛生費	1,386,548	教育費	4,410,505
農林費	21,341	災害復旧費	8
商工費	10,985		

## 議案概要

議案名	第52号議案 町田市町田ターミナルプラザ条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 管理上必要な文言を追加するとともに、施設に関する規定を見直し、ターミナルをより柔軟に活用できるようにするため、条例の全部を改正するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民広場に関する規定を改めることで、店舗部分を柔軟に活用できるようにします。</li><li>○ 施設の管理上必要な規定を明確にします。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第228条（分担金等に関する規制及び罰則）</li><li>○ 地方自治法第238条の4第2項第4号（行政財産の管理及び処分）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田ターミナルプラザは、周辺地区の商業の振興及び交通の利便を図る施設として設置され、広場空間の他に8つの店舗区画を有していますが、近年、近隣環境の変化等により、歩行者通行量が減少し、店舗区画が使用されない状況が続いています。空店舗解消のためには、区画の使用形態を変更する必要があるため、条例を改正したいと考えています。</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ これまで2年ごとに使用を許可してきた店舗部分について、長期に亘る賃貸借契約によって貸し出すことが可能となります。</li><li>○ 空店舗区画解消に向けた柔軟な契約が可能となります。</li><li>○ 使用許可よりも賃貸借契約の方が借主の権利が尊重されるため、店舗経営の安定化を図りやすくなります。</li></ul>			
問い合わせ先	経済観光部産業観光課 中心市街地活性化推進担当課	電話	724-3296



## 議案概要

議案名	第53号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 建築基準法の改正及び町田都市計画相原駅西口地区地区計画の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 建築基準法の改正に伴う改正<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築基準法の改正（平成26年7月1日施行）により、エレベーターの昇降路の部分の容積率不算入について規定されたため、条文第4条の「建築物の容積率の最高限度」を一部改正します。</li><li>・ 建築基準法の改正（平成27年6月1日施行）により、既存建築物の移転に関する規定の見直しがされたため、条文第10条の「既存の建築物に対する制限の緩和」を一部改正します。</li></ul></li><li>○ 都市計画決定に伴う改正<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2015年4月に町田都市計画相原駅西口地区地区計画を都市計画決定したため、当該地区整備計画で定められた事項を加えます。</li><li>・ 主なものは、「建築することができる建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」などです。</li></ul></li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限）</li><li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第6項（容積率）</li><li>○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第3項第3号（適用の除外）</li><li>○ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16（移転）</li><li>○ 町田都市計画相原駅西口地区地区計画（2015年4月20日町田市告示第38号）</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ エレベーターの昇降路の部分は容積率不算入になります。</li><li>○ 既存の建築物を移転する場合、制限が緩和されます。</li><li>○ 建築主事が、地区計画で決めた内容を確認することにより、適合しない建物の建築を防ぐことができるようになります。</li></ul>			
問い合わせ先	都市づくり部 建築開発審査課	電話	724-4413



議案概要

<p>議案名</p>	<p>第54号議案 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準について、政令の改正に即応できるようにするため、条例の全部を改正するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準について、政令の改正に即応できる規定に改めます。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）</li> </ul> <p><b>【過去の実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年（2013年）第2回定例会 第52号議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う、介護補償の限度額及び補償基礎額を引き下げるための、所要の改正</li> </ul> </li> <li>○ 平成26年（2014年）第3回定例会 第88号議案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う、休業補償等の額の算定の基準となる補償基礎額に関する規定の改正</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ この条例は、政令で定める基準に従い、町田市立学校に勤務する学校医等の公務災害補償に関して定めるものです。</li> <li>○ 町田市においては、当該公務災害補償に関して政令で定める基準に準拠しており、政令の改正に合わせて条例の改正を行っています。しかし、補償基礎額の改定に伴う政令の改正が毎年度行われており、当該政令の公布を待って条例の改正を行う必要があるため、改正の内容を条例に反映するまでに時間差が生じています。</li> <li>○ このたびの全部改正は、この時間差を解消し、政令で定める基準に準拠した適切な補償を確保するために行うものです。</li> </ul>			
<p>問い合わせ先</p>	<p>学校教育部 保健給食課</p>	<p>電話</p>	<p>724-2177</p>

議案概要

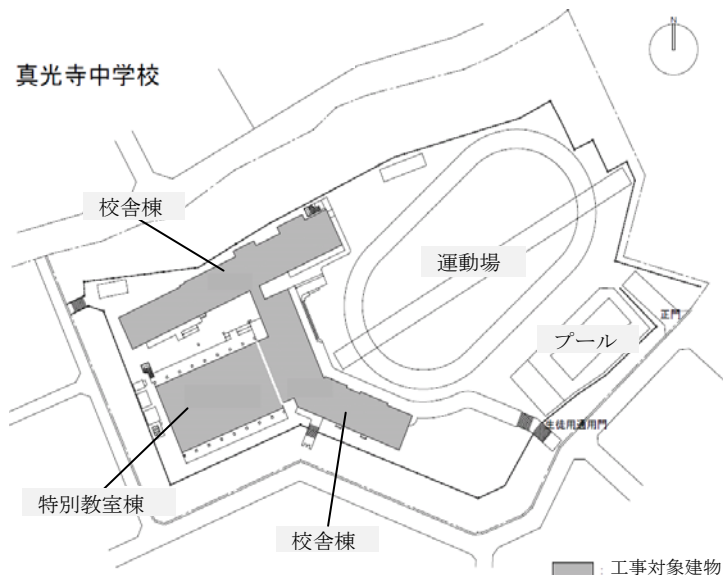
議案名	第55号議案 真光寺中学校中規模改修（エコ改修）工事請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

建物の断熱性能を向上させることにより、光熱費を抑え環境負荷の軽減を図るとともに、建物の長寿命化及び非構造部材の耐震化を図ることを目的とした改修工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
  - ・外断熱材を併用した屋上防水改修工事 1,514 m<sup>2</sup>
  - ・サッシ改修（ペアガラス）228 箇所
  - ・外壁改修工事 7,492 m<sup>2</sup>
- 構造
  - ・校舎棟 鉄筋コンクリート造 4 階建
  - ・特別教室棟 鉄筋コンクリート造 3 階建
- 延床面積
  - ・校舎棟 5,430 m<sup>2</sup>
  - ・特別教室棟 714 m<sup>2</sup>



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 真光寺中学校中規模改修（エコ改修）工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 241,333,776 円
- 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号  
株式会社 イワヲ建設  
代表取締役 鈴木 圭司
- 工 期 契約確定の日から 2016 年 1 月 29 日まで

問い合わせ先	財務部 契約課 財務部 営繕課	電話	724-2523 724-1293
--------	--------------------	----	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第56号議案 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約</p>																						
<p><b>【議案提出の目的】</b>  市街化区域の污水管整備のほか、浸水被害を軽減させるための雨水管整備の促進を図るため、事業の一部を（公益財団法人）東京都都市づくり公社へ委託するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>  公共下水道事業区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部を委託します。</p> <p>幹線事業  雨水幹線  ・小川1号雨水幹線工事  （管径1,800mm～2,000mm、延長 約629m）</p> <p>枝線事業  雨水枝線  ・鶴間雨水枝線工事  （形状1,700mm×1,700mm、延長約160m）  污水枝線  ・野津田町污水枝線その23工事  ・相原町污水枝線その26工事  ・道路関連工事（道路事業と併せて施工）  （管径200mm、延長約1,300m）</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>  地方自治法96条第1項第5号  議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>契約の目的</td> <td colspan="3">公共下水道事業計画区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部の業務委託</td> </tr> <tr> <td>契約方法</td> <td colspan="3">地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td colspan="3">1,312,924,000円</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td colspan="3">東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 中村 正彦</td> </tr> <tr> <td>契約の期間</td> <td colspan="3">2015年7月1日から2017年3月31日まで</td> </tr> </table>				契約の目的	公共下水道事業計画区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部の業務委託			契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約			契約金額	1,312,924,000円			契約の相手方	東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 中村 正彦			契約の期間	2015年7月1日から2017年3月31日まで		
契約の目的	公共下水道事業計画区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部の業務委託																						
契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約																						
契約金額	1,312,924,000円																						
契約の相手方	東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 中村 正彦																						
契約の期間	2015年7月1日から2017年3月31日まで																						
<p>問い合わせ先</p>	<p>下水道部 下水道整備課</p>	<p>電話</p>	<p>724-4296</p>																				

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第57号議案 町田市公共下水道根幹的施設（鶴川ポンプ場）の建設工事委託に関する協定</b>
------------	--

**【議案提出の目的】**

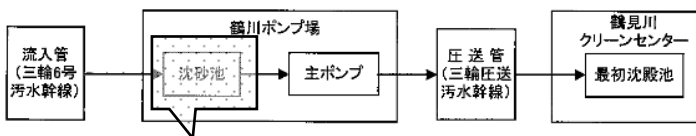
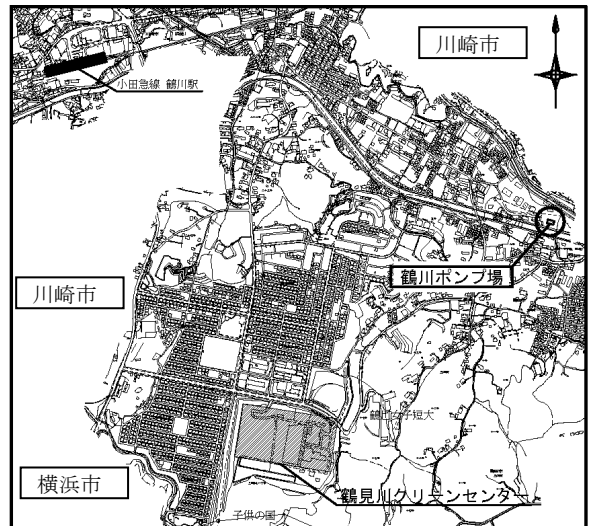
鶴川ポンプ場は、平成2年4月に供用開始して以来25年が経過し、老朽化した設備を順次、計画的に更新しております。今年度は、沈砂池設備の劣化が著しく修繕対応が困難なため、安定した下水処理機能を確保すべく更新工事を実施します。

**【議案の内容】**

鶴川ポンプ場の沈砂池設備更新工事を実施するに当たり、地方共同法人日本下水道事業団に委託するため、協定を締結するものです。

(工事内容)

鶴川ポンプ場 沈砂池設備工事一式



今回更新箇所

\* 鶴川ポンプ場は、三輪町の全域、能ヶ谷町の一部の汚水を鶴見川クリーンセンターに送るための施設です。

**【議案の法的根拠】**

地方自治法第96条1項第5号  
 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条

**【契約の概要】**

協定内容	鶴川ポンプ場 沈砂池設備更新工事
協定金額	293,800,000円
協定締結先	地方共同法人 日本下水道事業団
協定期間	2015年度～2016年度

問い合わせ先	下水道部 水再生センター	電話	720-1825
--------	--------------	----	----------